

「市民の皆さんが市政や地域の主人公となる住民自治の推進について」

第1回郡上市住民自治推進懇話会資料

平成23年9月22(木)

岐阜経済大学経済学部 専任講師 今井良幸

住民自治とは(1)

□ 住民自治とは

➤ 憲法92条の規定

「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、

地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」



「住民自治」と「団体自治」を意味するとされる

➤ 地方自治における「住民自治」

「住民自治」とは

⇒地域の住民が地域的な行政需要を自己の意思に基づき自己の責任において充足すること(=自らのまちのことは、住民自らが決定し、あるいは住民自らの力で進めていく)

住民自治とは(2)

➤「住民自治」の実践(身近の中で)

- 市長、議会議員の選挙での投票
- 自治会活動への参加(地域での祭り、清掃など)
- NPO活動への参加
- ボランティア活動への参加
- 市行政への委員としての参加

⇒特別なことをしている意識はなくとも、日々、私たちは
住民自治を実践している

住民自治とは(3)

- ▶ 地方自治体における住民自治(制度的な面から)
国(中央政府)による行政
→ 国民の意思を反映する制度が用意されていない



- 地方自治体による行政
→ 市長の解職請求、議会の解散請求(リコール)やそれに伴う住民投票(レファレンダム)など**住民の意思を反映する制度が用意されている**

法制度的に住民の意思を反映する仕組みが作られているとともに、**積極的な参加を想定している**と考えられる

住民自治とは(4)

➤「地方自治の本旨」をめぐる新たな解釈
これまでの「住民自治」、「団体自治」に加え、
「**補完性の原理**」も含むものであると考えの登場

↓ (身近な話に置き換えると)

自分たちでできることは自分たちで行い、できない場合のみ、
行政が手助けをし、あるいは引き受ける

【郡上市市民協働指針】(平成21年7月1日策定)

市民個人で解決できない課題のうち、日常の暮らしに密着するものは、**自治会**
等の地域団体で解決に向けた努力をすることが大切です。その上で、**地域団体**
だけで解決が難しい問題は、行政の応援を求めることがあります。(P7)

⇒行政改革大綱にも言及あり

ガバメントからガバナンスへ(1)

□ ガバナンスへの転換

➤ ガバメントからガバナンスへ

これまでの地方自治

「ガバメント」・・・統治する (例) 統治団体、住民を統治する



「ガバナンス」・・・**共治、協治**する (例) 住民と協治する

[変化の背景]

・社会状況の変化(市町村合併、少子・高齢化、防災意識の高まりなど)による**行政ニーズの多様化、高度化**

・一方で、不況の長期化、累積する国債残高、三位一体改革などにより、**地方財政が非常に厳しい状況に追い込まれている**

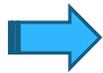
めまぐるしく変化する課題に十分な対応を行うことが困難となってきた

ガバメントからガバナンスへ(2)

▶ 新たな動向

- NPO法人の登場
- ボランティア活動の活発化

地域における、住民の身近な暮らしに関わる活動の活発化



まちづくりについて、行政とともに考え、担おうとする力が生まれるようになった

ここで改めて「ガバナンス(共治、協治)」の定義を確認

・・・行政活動をこれまでのように役所が一手に担うのではなく、民間企業や住民、あるいはNPOなどの団体と従来以上に協力しながら、行政を推進していくこと

住民参加とは(1)

□ 住民参加の段階

① 初期の段階

- 役所が行政活動を独占していた時代においては、行政が決定し、行う行政活動に住民が参加する関係

② 広報、広聴の重視の段階

- 行政の一方的な政策の立案・実施、あるいは情報の提供という形ではなく、住民の声を聴き、それを反映させようとする方向への転換(⇒情報公開制度の広がり)

③ 住民参画、住民との協働の時代へ

- 審議会、委員会等への公募委員制度の導入、ワークショップ形式等による住民を交えた形での計画策定方式の導入、施策の協働での実施など

自治基本条例による制度化の段階へ

住民参加とは(2)

▶ 住民参加、住民との協働による効果

- 住民が真に望む政策が実施され、**満足度の高いサービスを受けられることができるようになる**

(⇒**住民の生活重視、住民が主役となる行政施策の展開へ**)

- **行政改革や職員の意識改革につながる**

▶ 住民参加、住民との協働の実施の形

- 様々な協働の形態(新潟県資料)
- 三重県内における「新しい時代の公」の取り組み(三重県資料)
- 郡上市における「郡上市提案型協働事業」の取り組み

自治基本条例について(1)

□自治基本条例について

➤自治基本条例とは

- 自分たちのまちの**基本的なルール**を定めたもの
- 一般的には、条例の**最高法規性が規定され、自分たちのまちの憲法**であるとも言われる
- 条例制定後は、行政の運営、住民の参加など**条例で定められた事項はそのルールに従って運用される**ことになる

➤制定の状況

全国で200を超える自治体で策定済み。岐阜県では、岐阜市、多治見市、輪之内町、垂井町で制定済み

条例(=私たちのまちのルール)とは何か

□ 条例(=私たちのまちのルール)とは？

➤ 作ることのできる根拠、特徴

憲法94条

「**地方公共団体(=都道府県、市町村)**は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、**法律の範囲内で条例を制定**することができる」



(条例の特徴)

- 効力は制定した都道府県、市町村の範囲に限られる
- 法律に違反する内容を制定することはできない
- **その自治体の状況に応じた内容を定めることが可能**

自治基本条例について(2)

➤ 自治基本条例の中身(具体的にどのようなことが書かれているのか)

- 1 前 文
- 2 基本的事項
 - ・目的
 - ・この条例の位置づけ
 - ・基本となる用語
 - ・まちづくりの主体
- 3 まちのあるべき姿
- 4 市民の権利・責務
- 5 まちづくりの基本原則
 - ・市民自治
 - ・情報
 - ・参加
 - ・協働・連帯
- 6
- 7 まちを創造する仕組み
 - ・情報公開
 - ・参加制度
 - ・協働のしくみなど
- 8 市民のための行政
 - ・首長、職員、財政、法務など
- 9 市民のための議会
- 10 市民・市民活動団体
- 11 国その他の機関との連携
- 12 実効性の確保

どのような項目を入れるか、あるいは規定の程度は、自分たちのまちの必要性に応じて考える

自治基本条例について(3)

▶ 条例制定の効果

- 自治体の基本的なルールを決め、ルールを常に点検することで**政策の安定的・継続的な実施を図ることができる**
- ルールを満たさない政策は行われないことになり、**政策のレベルを高めることができる**
- 住民にとって**行政がどのようなルートで行われるのかが容易に理解できるようになる**



最終的には、住民の満足度の向上につながる

自治基本条例について(4)

▶ 条例制定の手法

自治基本条例 = 自分たちのまちの「ルール」



住民の意思が最も重視されるべき

【手法の例】

- 自分たちのまちに何が不足しているのか、課題は何か
⇒ その前提に現在のまちの状況の振り返りが必要
- 自分たちのまちを今後どのようにしていきたいのか
⇒ 自治基本条例の前文に当たる内容、すなわち、制定の目的が明らかになる
- 理想と現実の間を埋めるためには何が必要か
⇒ 住民参画、地域組織、情報共有などの個別の項目をどう変えていくか
1つ1つの項目を自らの問題として意見を出し合い、議論する必要